

## 新型インフルエンザ等対策の総合的かつ強力な推進について

平成 24 年 3 月 6 日  
閣 議 決 定

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症をいう。以下同じ。）は、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速なまん延のおそれがあり、特に、その病原性の程度が高いものは、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その対策の強化を図ることは喫緊の課題であり、推進体制を強化しつつ、政府一体となって早急に取り組む必要がある。

この一環として、政府は、新型インフルエンザ等に対する対策の実効性を高めるため、所要の法案を速やかに提出することとする。

また、政府としては、当面、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」（平成 19 年 10 月 26 日閣議決定）、「新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解）等に基づき、関係行政機関の連携の強化、新型インフルエンザ等発生時における的確かつ迅速な対応等に努めるほか、必要に応じ、最新の科学的知見等に即した対策の一層の推進を図る等により、法案の成立・施行までの間においても、新型インフルエンザ等対策により総合的かつ強力に取り組むものとする。